

【申請手続きフロー 1】道の位置指定又は位置変更の相談から完了まで

※赤字は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応です。

※対応職員が少なくなり、下記に示す以上にお時間いただく場合がありますので、ご了承ください。

流れ	主な内容	時間 (目安)
1 窓口相談 場所：窓口	○指定道路をどのように入れたいか、予定地や配置、形状、土地所有関係等についての計画を確認します。 ○開発行為（道路予定地+道路により建築可となる土地が1000㎡以上）に当たらないかを確認します。 ○指定道路をつくるための要件をお話しします。 ※事前に電話で来庁予約をお願いします。	
2 予備審査 場所：宅地課	○宅地課で開発行為に当たらないことを確認する審査を行います。 （審査の流れや必要書類については宅地課で確認ください）	
3 現地調査 場所：現地（市）	（予備審査が不要又は、開発行為に当たらないとなった場合、3へ進みます） ○市が現地調査を行い、指定の可否や、可能な場合の要件を整理します。 ※計画に変更なければ、電話による依頼を推奨。	2週間程度
4 指定等要件と必要書類のお知らせ 場所：窓口	（指定可能と判断した場合、4へ進みます） ○指定申請を行う際の承諾の範囲等や、必要書類についてお話しします。 ○道の築造等について改めてお話しします。	
5 築造・分筆・登記・申請書作成	○申請者が道路の築造、分筆、登記を行います。 ○申請者が申請書類を作成します。	
6 完了検査 場所：現地	○申請者、市双方の立ち合いで、現地で完了検査を行います。	
7 申請 場所：郵送	○申請書の受付を行います。 ※申請書の提出は郵送を推奨。 ※通知書等を送付するためのレターパック等を同封してください。	
8 指定等通知書交付 場所：郵送	○申請書の内容を確認します。 ※郵送申請時に訂正が必要となった場合は別途連絡します。 ○告示を行った後、通知書をお渡しします。 ※申請時に同封されたレターパック等で郵送します。	約10日間 (土日祝除く)

↓
建築確認申請など…